

札幌対第50162号
令和8年(2026年)5月18日

国土交通省北海道開発局長 遠藤 達哉 様
国土交通省東京航空局長 大辻 統 様

札幌市長 秋元 克広

札幌飛行場滑走路延長事業計画段階環境配慮書について

標記の件について、札幌市環境影響評価条例第6条の10第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

本事業は、札幌市東区丘珠町・栄町地区を事業実施区域として、札幌飛行場の滑走路を現在の1,500mの滑走路を300m延長し、1,800mとする滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業である。

環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、次に掲げる事項について十分留意し、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。

1 総論

(1) 複数案の絞り込みについて

本事業実施想定区域の周辺には、住居や保育施設、学校、医療施設等の環境保全の配慮が必要な施設に加え、丘珠空港緑地、丘珠川等の都市環境資源が立地する。配慮書では案1・案2の差を50メートルとして定性的評価にとどめているが、方法書以降においては、航空機騒音、緑地機能及び水環境への影響について、可能な限り定量的に予測及び評価を行ったうえ、各案の合理的な比較検討を行い、絞り込みの理由を明らかにすること。

(2) 計画段階配慮事項の選定について

配慮書において計画段階配慮事項として選定された3項目に加え、以下の事項についても、方法書以降において環境影響評価項目への選定を検討すること。

ア 供用時の関連車両（空港アクセス車両等）の走行に伴う大気質、騒音及び振動
イ 案2を選定する場合における丘珠川の切り回しに伴う水質、流下能力及び動植物相

ウ 丘珠空港緑地の改変に伴う緩衝緑地機能及び雨水貯留機能の喪失

(3) 住民等への情報提供について

計画段階において説明会等が実施されているが、今後も方法書等の手続の段階において、周辺住民等に対して丁寧な説明の機会を設けるなど、適切なコミュニケーションを図ること。

2 各論

(1) 航空機騒音について

ア 方法書以降においては、滑走路延長後に使用される航空機の機材構成、飛行経路、滑走路運用方向割合、発着回数（特に冬季の小型ジェット機運航制限緩和に伴う増加分）等の予測条件を精査した上で、旅客機のみならず、現在札幌飛行場に離着陸する自衛隊機やヘリコプター等を含めた定量的な航空機騒音予測コン

ター図（Lden）を作成し、案ごとの環境基準達成状況を比較・評価すること。また、環境基準の達成に向けた飛行経路・発着回数の調整等、具体的な環境保全措置を整理して準備書段階で提示すること。

イ 冬季には現状、小型ジェット機の運航が行われていないことに留意し、現地調査による現況把握に加え、他空港の事例、機材メーカー資料、原単位等を活用したシミュレーションにより季節別の予測を行うこと。測定地点の選定に当たっては航空機騒音測定・評価マニュアルに基づき、暗騒音・地形・地域類型等を考慮し、影響を適切に把握できる地点を選定すること。

(2) 動物（バードストライク）について

現地調査による鳥類の分布・移動経路の把握に加え、国土交通省が蓄積する全国空港のバードストライクデータ及びパイロットリポート等を活用し、丘珠空港の現況を多面的に分析すること。特に、河川切り回し（案2）等の改変工事後に新たに開放水面が形成されることで水鳥が誘引され、バードストライクが増加する可能性があることから、工事後の地形・土地利用・水面管理について、鳥類が継続的に生息・飛来しやすい環境を新たに造成しないよう十分配慮すること。

(3) 丘珠空港緑地及び丘珠川について

ア 緑地はレクリエーション機能のみならず緩衝緑地機能を有する。これらの機能喪失程度及び近年の局地的大雨を踏まえた雨水貯留機能喪失を案ごとに評価すること。機能補償は管理者である札幌市と十分協議し、具体的計画を方法書以降で明らかにすること。

イ 案2を採用する場合、丘珠川の切り回しが必要となるため、切り回し後の流路延長及び流速低下が流下能力（治水安全度）及び水質に与える影響、並びに河川改修後に成立する動植物相の変化について、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 関連車両の走行に伴う環境影響について

旅客機の発着回数増加に伴い、空港アクセス車両の交通量増加が想定されることから、関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動への影響について、方法書以降において環境影響評価項目への選定を検討すること。

(5) 住民等への情報提供及び対話について

本事業は空港周辺の住民、保育施設、学校等の生活環境に直接の影響を及ぼすことから、説明会の実施頻度、時期、対象範囲等について具体的なスケジュールを明示し、パブリックインボルブメント（PI）等の取組と整合を図りつつ、周辺住民等に対して丁寧な説明の機会を設けるなど、適切なコミュニケーションを図ること。